

相談

よろず相談

とき 8月17日(水)午後1時～午後3時
 ところ 役場3階会議室3
 相談員 行政相談委員・人権擁護委員
 問合せ 総務課総務・財政グループ ☎28・6003
 福祉課福祉グループ ☎28・0912

消費生活相談

とき ①8月3日(水)、②8月17日(水)
 いずれも午後1時～午後3時
 ところ 役場3階会議室3
 相談員 消費生活相談員
 問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ
 ☎28・0944

心配ごと相談

とき 8月16日(火) 午後1時30分～午後3時
 ところ 総合福祉センターしいの木2階相談室
 相談員 民生児童委員
 問合せ 社会福祉協議会 ☎29・0002

法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎月開催しています。事前の予約(先着順)が必要です。予約状況により来月以降の申込みとなります。
 とき 8月17日(水)
 午後3時～午後5時(1人30分程度)
 ところ 役場3階会議室4
 対象者 町内に在住か在勤の方(相談時間は1人30分程度、1人2回まで)
 予約方法 前日までに電話か役場3階11番窓口総務課でお申し込みください。
 問合せ 総務課総務・財政グループ ☎28・6003

いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
 受付時間 毎日 午後4時から午後9時
 毎月10日
 午前8時～翌日の午前8時
 ☎0120・783・556
 「名古屋いのちの電話」(通話有料)
 受付時間 24時間いつでも
 ☎052・931・4343
 問合せ 福祉課福祉グループ ☎28・0912

障がい者就業相談(要予約)

とき 月曜日～金曜日(祝日除く)
 午前8時30分～午後5時15分
 ところ 役場1階 相談室
 相談員 尾張中部障害者就業・生活支援センター職員
 問合せ 福祉課福祉グループ ☎28・0912

女性相談(要予約)

とき 8月18日(木)
 午前10時～午後3時30分
 ところ 役場1階 相談室
 相談員 愛知県女性相談員
 問合せ 福祉課福祉グループ ☎28・0912

ひとり親家庭支援・就業相談

とき 8月9日(火)
 午前10時～午後3時30分
 ところ 役場1階 相談室
 相談員 愛知県母子・父子自立支援員
 問合せ 子ども応援課 ☎28・0936

成年後見センター 法律相談

認知症、知的障がい、精神障がい等の方の契約や財産管理について、弁護士による成年後見制度の法律相談を開催しています(要予約)
 とき 8月9日(火) 午前10時～12時
 ところ 総合福祉センターしいの木2階相談室
 問合せ 社会福祉協議会 ☎29・0002

8/10

Jアラートによる訓練放送を行います

Jアラート(全国瞬時警報システム)は、緊急地震速報や、弾道ミサイル情報などを、各自治体の防災行政無線を通じて瞬時に自動放送し、被害の軽減に役立てるシステムです。このJアラートによる訓練放送を次の日程で行います。本放送とお間違いないようご注意ください。

●全国一斉情報伝達訓練

▼とき 8月10日(水) 午前11時

▼実施内容 Jアラートの動作確認を目的とした訓練放送

▼放送内容 「(チャイム)これは、Jアラートのテストです。(3回繰り返し)す(こちらは『こうほうとよやま』です。(チャイム)」

▼問合せ 防災安全課防災安全グループ
 ☎28・0355

Info

志水なかよし会の利用案内

志水なかよし会は、夏休み期間中に若干の空きがあります。ご利用を希望される方は、お問い合わせください。志水小学校以外の方もご利用できます。

▼問合せ 子ども応援課子ども応援グループ
 ☎28・0936

Info

排水設備指定工事店のお知らせ

左記の排水設備指定工事店を廃止しましたのでお知らせします。

下水道に接続するための宅地内の排水設備工事は、指定工事店でなければ行うことはできませんのでご注意ください。

▼廃止工事店 株式会社秋田組

(豊山町大字豊場字伊勢山1番地1)

▼問合せ 建設課下水道グループ
 ☎28・0940

Info

農地転用に関すること(農地法第4条、第5条)

農地転用とは、農地を住宅等の敷地、駐車場、資材置場等農地以外の目的に土地利用を変更することです。

1. 農地法第4条

農地の所有者が自ら農地を農地以外に転用する場合。

2. 農地法第5条

農地等を持たない者が農地を買ったり、借りたりして転用する場合。

市街化区域内の農地は、農業委員会への届出が必要です。市街化調整区域内の農地は、農業委員会経由で県知事等の許可を受けなければなりません。

また、許可を受けずに転用した場合や、転用許可の事業計画どおり転用していない場合等には、農地法違反となります。その場合、法律に基づき工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。

ます。また、これに従わない場合には厳しい罰則が課せられます。

今後、農地を転用される方は、農業委員会にて正規の手続きをとり、許可を受け、違反のないように心がけましょう。

▼問合せ 農業委員会事務局(建設課土木・農政グループ)
 ☎28・0380

寄附御礼

ファストエイド(絆創膏セット)
 1400個

社会を明るくする運動に対する寄附
 名古屋空港ロータリークラブ 様
 名古屋城北ロータリークラブ 様